（注４）　［略］
（注５）　（注２）の様式により欠格事由の有無を確認の上、記載すること。
（注６）　（注３）の様式により欠格事由の有無を確認の上、記載すること。
（注７）　［略］
［２～５　略］

6　主たる出資者及び議決権の数

氏名又は名称	住　所	職　業	議決権の総数に対する議決権の数及び比率(%)	特定株式に係る株主に関する事項	備　考

（注１）　議決権の総数に対する議決権の比率が100分の１以上の者について記載すること。また、特定株式に係る議決権の割合が100分の５以上となる特定株式があるときは、それぞれの株主について、その属する特定株式に係るグループを明確にした上で、特定株式に係る株主に関する事項の欄に次の事項を記載すること。
１　特定株式（第204条の関係にある者であつて株主名簿に記載され、又は記録されている者が有する株式に限る。）に係る議決権保有割合
２　特別地上基幹放送事業者（第207条第５項第３号に規定する「特別地上基幹放送事業者」をいう。）である者又はそれを支配する者であるときはその旨
３　法第164条第１項の規定により議決権を有しないこととなる株式がある場合における当該株式の数
（注２）　設立中の場合は、発起人全員について記載すること。
（注３）　増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が100分の１以上となる予定がある場合は、それについて併せて記載すること。
（注４）　法人又は団体にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。
（注５）　住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
（注６）　職業の欄は、法人又は団体にあつては「何事業」、個人にあつては「何㈱㈹専務（常）」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人又は団体の代表権を有する役員については役名の前に「㈹」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。
（注７）　備考の欄は、次の事項を記載すること。
ア　発起人又は発起人代表であるときはその旨
イ　出資の予定のものについてはその旨
（注８）　議決権の取扱いは、次のア及びイに定めるところにより計算し、記載すること。
ア　一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なつていても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとする。また、一の者が、未公開株式に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。
イ　法人又は団体が申請対象会社の議決権を有する場合にあつては、一の者の役員が当該法人又は団体の過半数の役員等（株式会社にあつては役員、その他の法人

（注１）　［同左］
（注２）　７の表により欠格事由の有無を確認の上、記載すること。
（注３）　６(3)の表により欠格事由の有無を確認の上、記載すること。
（注４）　［同左］
［２～５　同左］

6　主たる出資者及び議決権の数

(1)　議決権の総数

区　分			株式数(株)	議決権の数(個)
発行済株式	無議決権株式(A)			
	議決権制限株式(B)			
	完全議決権株式	自己保有株式(C)		
		相互保有株式(D)		
		特定外国株式等(E)		
		その他(F)		
	単元未満株式(G)			
総数(H)				
備考		１単元の株式数		

（注１）　最近日現在の議決権の状況について記載すること。
（注２）　(A)の欄には、会社法第108条第１項第３号の規定により、株主総会の全部の事項について議決権を行使することができない株式（同法第189条第１項に定める、単元株式数に満たない数の株式（以下この別表において「単元未満株式」という。）を除く。以下この別表において「無議決権株式」という。）の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含めない。
（注３）　(B)の欄には、会社法第108条第１項第３号の規定により、株主総会の一部の事項について議決権を行使することができない株式（単元未満株式を除く。以下この別表において「議決権制限株式」という。）の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含める。
（注４）　(C)の欄には、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式（単元未満株式を除く。以下この別表において「完全議決権株式」という。）のうち、会社法第308条第２項の規定により議決権を有しない株式（以下この別表において「自己保有株式」という。）の総数を記載すること。
（注５）　(D)の欄には、完全議決権株式のうち、会社法第308条第１項及び会社法施行規則第67条第１項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式（以下この別表において「相互保有株式」という。）について、総数を記載すること。
（注６）　(E)の欄は、法第161条第１項又は同条第２項において準用する法第116条第２項の規定により株主名簿への記載又は記録を拒否した株式、法第161条第２項において準用する法第116条第３項の規定により議決権を有しないこととなる株式及